出席停止について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第１９条に基づき、出席停止の扱いとなります。病名と出席停止の基準は、以下のとおりです。

	感染症名	出席停止期間
第一種	**エボラ出血熱**　**クリミア・コンゴ出血熱** **痘そう**　**南米出血熱**　**ペスト** **マールブルグ病**　**ラッサ熱** **急性灰白髄炎**　**ジフテリア** **重傷急性呼吸器症候群**（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る） **中東呼吸器症候群**（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る） **特定鳥インフルエンザ**（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る）	**治癒するまで** ※左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす。
第二種※1	**インフルエンザ**（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	**発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで**
	百日咳	**特有の咳がなくなるまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで**
	麻しん	**解熱後３日を経過するまで**
	流行性耳下腺炎	**耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後５日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで**
	風しん	**発しんが痂皮化するまで**
	水痘	**全ての発しんが痂皮化するまで**
	咽頭結膜熱	**主要症状が消退した後２日を経過するまで**
	結核	**病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで**
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	**発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで**

第三種	**コレラ　　細菌性赤痢** **腸管出血性大腸菌感染症　　腸チフス** **パラチフス　　流行性角結膜炎** **急性出血性結膜炎　　その他の感染症**※2	**病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで**

※1 第二種の感染症にかかった者については、上記の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

※2 第三種に分類されている「その他の感染症」について

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものです。

その他の感染症として示した疾患は、一部を例示したものであり、必ず出席停止を行うべきというものではありません。

その他の感染症
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症等） **サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）　　カンピロバクター感染症** **マイコプラズマ感染症　　インフルエンザ菌感染症　　肺炎球菌感染症** **溶連菌感染症　　伝染性紅斑　　ＲＳウイルス感染症　　ＥＢウイルス感染症** **単純ヘルペスウイルス感染症　　帯状疱疹　　手足口病　　ヘルパンギーナ** **Ａ型肝炎　　Ｂ型肝炎　　伝染性膿痂疹（とびひ）　　伝染性軟属腫（水いぼ）** **アタマジラミ症　　疥癬（かいせん）　　皮膚真菌症　など**